

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律要綱

1 定義規定の改正

「環境上の緊急事態」の定義を議定書附属書VI第二条(b)の環境上の緊急事態とする等、この法律において用いられる用語の定義を追加するとともに、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動に、南極地域の海域において行われる科学的調査等を追加等する。
(第三条関係)

2 南極地域活動計画の確認申請の手続等

- (1) 南極地域活動を主宰しようとする者が南極地域活動計画の確認申請をする際の記載事項として環境上の緊急事態の防止措置等に関する事項を追加するとともに、申請書と併せて緊急時計画を提出することを義務付ける。(第六条第一項、第二項関係)
- (2) 環境大臣による南極地域活動計画の確認の基準に、環境上の緊急事態の防止措置が環境省令に定める基準に適合するものであること等を追加する。(第七条第一項関係)

3 主宰者の責務の追加

主宰者の責務として、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、議定書附属書VI第九条1に規定する最高限度額までの額の負担を確実に行うための措置を講じなければならないことを追加する。(第十二条第二項関係)

4 防止措置の実施

主宰者は、その行う南極地域活動を実施するに当たり、環境上の緊急事態を防止するため、当該南極地域活動に係る確認を受けた南極地域活動計画に従い、防止措置をとることを義務付ける。(第二十条の二関係)

5 南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の措置

- (1) 環境大臣の確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合において、当該南極地域活動の主宰者に対し、環境大臣に通報することを義務付けるとともに、緊急時計画に従って当該事件に対応するための措置をとること等を義務付ける。(第二十条の三第一項～第三項関係)
- (2) 主宰者が緊急時計画に従った措置をとらず、環境大臣による措置命令を経てもなお当該措置がとられないときは、環境大臣自らが当該事件に対応するための措置をとること及びその実施に要した費用の全部又は一部について当該命令をされた主宰者に負担させることを可能とする。(第二十条の三第四項、第五項関係)

6 環境上の緊急事態が発生した場合の措置

- (1) 環境大臣が南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件の発生に関する情報を得た場合等において、事件の発生の状況等を考慮して環境上の緊急事態が発生

- したと認めるときは、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨等を公示するとともに、当該公示の内容を、対応措置をとるべき主宰者に通知することを定める。(第二十条の四第一項関係)
- (2) (1) の公示があった場合には、通知を受けた主宰者に対し、通知された対応措置としてとるべき措置を迅速かつ効果的に実施することを義務付ける。(第二十条の四第二項関係)
- (3) (2) の主宰者が対応措置としてとるべき措置をとらず、環境大臣による措置命令を経てもなお当該措置がとられないときは、環境大臣自らが当該措置をとることを可能とし、その実施に要した費用の全部又は一部について当該命令をされた主宰者が負担することを義務付ける。(第二十条の四第三項、第四項関係)
- (4) (2) の主宰者が対応措置としてとるべき措置をとらず、又は当該主宰者がとる措置のみによっては南極地域の環境への悪影響の削減が困難であり、かつ、特に必要があると認めるときは、環境大臣から関係行政機関の長に対し、当該環境上の緊急事態に係る対応措置の実施の要請を可能とし、その実施に要した費用の全部又は一部について当該命令をされた主宰者が負担することを義務付ける。(第二十条の五関係)
- (5) (2) の主宰者であって国の機関以外の者であるものが迅速かつ効果的な対応措置としてとるべき措置をとらず、締約国の政府が当該主宰者に代わって当該措置をとったときは、当該措置の実施に要した費用について当該締約国の政府から当該主宰者に対する費用償還請求を可能とし、当該費用償還請求権に関する消滅時効に係る規定を整備する。(第二十条の六、第二十条の七関係)
- (6) (2) の主宰者であって国の機関以外の者であるもの又は環境大臣若しくは関係行政機関の長若しくは締約国の政府のいずれも対応措置としての措置をとらなかったときは、議定書附属書VI第十二条1に規定する基金への拠出金として拠出するため、当該主宰者に対し、とられるべきであった措置に要すると見込まれる費用として環境大臣が定める金額を国庫に納付することを義務付ける。(第二十条の八関係)
- (7) その他関係規定の整備を行う。

7 その他

その他罰則等の規定の整備を行う。

8 施行期日等

- (1) この法律は、議定書附属書VIが日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、この法律の施行に関し必要となる経過措置に関する政令委任に係る規定は公布の日、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動の追加に係る規定等は公布の日から二十日後に施行する。(附則第一条関係)
- (2) 所要の経過措置等を定める。